

## 事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

# Newsletter

〈2022年3月号〉

### 目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

#### 1 | 個人破産における免責判断



#### 2 | 免責と担保不動産競売(最高裁R3.6.21決定を題材に)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 個人破産における免責判断

村上 寛  
Hiroshi Murakami

PROFILEはこちら

### 1 破産免責の手続

個人破産の手続においては、破産手続の開始の申立てがある場合、免責許可の申立てもするのが通常である。免責制度は、破産手続による配当を受けることができなかった債務について責任を免れさせることによって破産者の経済的再生を図る制度であり、積極的に不誠実な行為をした者でない限り、破産者の経済的再生を付与するために免責を与えるべきとの考え方が有力であり、破産管財人は、このような考え方に基づき免責調査を行い、免責不許可事由が存在する場合、裁判所に対してその旨の意見書を提出しており、東京地方裁判所民事第20部(破産再生部)においても、免責不許可事由に該当する事実があっても、その不誠実さの程度が著しい事例を除き、免責許可をしているのが通常である(破産・民事再生の実務・破産編(第4版)595頁)。

①破産者が代表者となっている会社が詐欺的行為を行っている場合、会社名義での詐欺的行為の被害者が破産者に対して主張する不法行為に基づく損害賠償請求権、②破産者が代表者となっている会社において架空取引、循環取引等に関連する不適切な会計処理が行われ、これらの会計処理が記載された会計書類の内容を信頼して融資を行った金融機関が不正会計処理により融資を実行させたことを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権、③募集株式の発行に際し、不適切な会計処理が記載された会計帳簿を信頼して会社及び経営株主である代表者との間で投資家が投資契約を締結した場合、投資契約に基づく会計帳簿に関する表明保証違反を理由として投資家が主張する損害賠償請求権等、会社の詐欺的行為等に関連して代表者(破産者)に対して発生する損害賠償請求権について、代表者(破産者)

の破産手続において債権届出がなされることがある。

これらの破産債権者は、破産者の個人資産の回収を目的として債権届出をしているが、このような破産者は会社ないし個人資産を隠匿している蓋然性が高く、懲罰的な観点から、破産手続開始決定後の新得財産からの債権回収を望んでいる場合があるので、免責についても積極的に免責不許可の意見書を提出することが多いと考えられる。

このような事例においては、代表者(破産者)の行為と会社による詐欺行為との関連性の濃淡があるため、代表者(破産者)個人の免責不許可事由に該当するといえる事実があるかどうかの判断が難しい事例があり、破産管財人及び破産債権者として具体的にどのような意見を述べるか難しい事例がある。本稿では、「東京地裁破産再生部における近時の免責に関する判断の実情」(判例タイムズ1342号4頁。以下「免責判断の実情」という。)及び「東京地裁破産再生部における近時の免責に関する判断の実情(続)」(判例タイムズ1403号5頁。以下「免責判断の実情(続)」という。)で公表された事案等を参照しながら、破産者が代表者となっている会社の詐欺的行為が問題となっている事案において、破産管財人及び破産債権者として意見を述べる場合のポイントについて解説する。

### 2 免責不許可事由の検討

#### (1) 債権者を害する目的で行う不当な破産財団価値減少行為(破産法252条1項1号)

代表者(破産者)が会社名義の財産を隠匿する行為が代表者(破産者)の破産手続における免責不許可事由に該当するかが問題となるが、会社と代表者の関係は委任関係であり(会

社法330条)、代表者(破産者)が委任契約に基づき管理・占有している財産を隠匿したのであれば、受任者である代表者(破産者)自身の財産隠匿行為に該当する場合があると考えられる。

また、代表者(破産者)が多額の報酬を受領している場合、これらの報酬が会社法所定の手続を行わずに支払われているのであれば、会社は報酬相当額について損害賠償請求権を取得するので(会社法423条1項)、報酬相当額の現預金を隠匿したのであれば、破産財団価値減少行為に該当する余地があると考えられる。

免責判断の実情(続)は、会社従業員に対する現金交付を義務なき行為であるとして免責不許可とした事例(別表1番号3)、代表者(破産者)が会社に対して融資して回収不能としたことを免責不許可事由とした事例(同11)を紹介している。

## (2) 非義務行為についての不当な偏頗弁済行為(破産法252条1項3号)

代表者(破産者)個人の義務と全く関係のない会社債務についての偏頗行為について免責不許可事由とするのは難しいと考えられるが、免責判断の実情(続)は、代表者(破産者)個人の債務について、会社の売掛金債権を債権者に譲渡し、回収金を弁済原資としたことを免責不許可事由とした事例(別表3番号16)を紹介している。

## (3) 浪費又は賭博その他射幸行為による著しい財産減少行為(破産法252条1項4号)

浪費とは、破産者の地位、職業、収入及び財産状態に比して通常を超えた支出をすることとされているが(東京高裁平成16年2月9日判決参照)、会社が詐欺的行為により多大な収益をあげている事案では、代表者(破産者)に支払われている報酬も相当高額になっていることもあり、これらの報酬金額からすると代表者(破産者)の支出は必ずしも「財産状態に比して通常を超えた支出」とはいえない場合もあ

る。

このような場合、詐欺的行為により得られた収益を原資として支払われた報酬については、代表者(破産者)個人が詐欺的行為の被害者及び会社の破産管財人から損害賠償請求を受ける可能性等の事情を考慮して、「財産状態」の判断において会社から受領した報酬を考慮しないという主張も可能であると考えられる。実際の免責判断においても、①税金すら支払うことができない状況で、自らが代表者(破産者)を務めている複数の会社から14億8000万円の資金提供を受け、少なくとも1億1600万円以上を前妻、元妻その他の複数の女性に生活費、養育費名目で交付したことを免責不許可事由とした事例(免責判断の実情別表3番号38)、②会社の債務について連帯保証している代表者(破産者)については、会社の資金繰りが悪化した後も賭博行為を続けていたことを免責不許可事由とした事例(免責判断の実情(続)別表4番号21)、③会社の社債の連帯保証債務を負担していたが、高級服飾、宝飾品の購入、高級クラブでの飲食等により破産申立て前の約2年間で約8100万円を費消した事例(同32)のように、損害賠償債務、連帯保証債務等の代表者(破産者)の債務負担を考慮しているものがある。

その他の著しい財産減少行為の例としては、①破産者(代表者)が会社から横領等で取得した金員を浪費した事例(免責判断の実情別表3番号23及び免責判断の実情(続)別表4番号29)、②自ら経営する会社又は自己名義で顧客から集めた資金を外国為替証拠金取引等で費消した事例(免責判断の実情別表3番号34及び同40)、③代表者(破産者)である会社又は実質的に関与する会社を通じて複数の有限責任組合を立ち上げ、多数の投資家から多額の出資金を募ったが、出資金を契約通りに運用せず、横領して費消した事例(免責判断の実情(続)別表4番号27及び28)、④会社の決算書類を偽造し5億円の融資を受け、多額の損害賠償債務を負担した一方、不正融資金のうち、1億5469万円を回収可能性に問題のある事業者等に貸付け、9892万円を回収不能に

した事例(同31)が挙げられる。

#### (4) 詐術による信用取引(破産法252条1項5号)

会社による詐欺的行為の場合、当該行為が会社名義で行われているので、免責判断においては、代表者(破産者)が詐術による信用取引を行なったと評価できるかが問題となる。

免責判断の実情は、破産者自身が経営し、既に破綻状態にある投資会社を使って多数の顧客から多額の投資を募ったという事例で、投資会社と破産者は一体であるとの認定の下、免責不許可決定がなされた事例を紹介している(別表4番号48)。

#### (5) 帳簿隠滅等の行為(破産法252条1項6号)

代表者(破産者)は、自己及び会社の帳簿を隠滅等することにより財産隠匿の発覚を回避することがあるが、破産債権者はこれらの資料にアクセスすることは困難なので、破産債権者は、帳簿隠滅等の行為を理由として免責不許可を求める場合、破産管財人に対し、代表者(破産者)及び会社の不当・不適切取引について具体的な情報を提供した上で、破産管財人の権限に基づき調査を依頼する必要がある。

#### (6) 虚偽の債権者名簿の提出(破産法252条1項7号)

会社による詐欺的行為がある場合、代表者(破産者)の破産申立ての際には、代表者(破産者)に対する詐欺行為の被害者を破産債権者から除外して債権者名簿が作成されることがある。「虚偽」に該当するかどうかについては、過失によって事実と異なる債権者一覧表を提出した場合には該当せず、債権者を害する目的で債権者名を隠匿し、又は架空の債権者名を記載する場合に限られるとする見解が有力であり(条解破産法(第3版)1726頁)、債権者名及び金額が明確ではない詐欺行為の被害者を破産債権者から除外したとしても、同条項の免責不許可事由に該当する訳ではない。なお、

故意又は過失により一部の債権者を債権者一覧表から除外するなど、事実と異なる債権者一覧表を提出した場合、債権者一覧表から除外された債権は非免責債権になると解される(破産法253条1項6号)。

#### (7) 破産法上の義務懈怠、手続進行妨害行為を理由とする不許可事由

代表者(破産者)の経営する会社において詐欺的行為等が認められる事案においては、代表者(破産者)において調査協力義務違反(破産法252条1項8号)、説明義務、財産開示義務、免責についての調査協力義務その他破産法上の義務違反(同11号)が認められるものがある。

免責判断の実情(続)は、①会社口座からの出金について具体的な説明又は具体的な資料の提出を拒否した事例(別表11番号65、66、70、74、75、86及び88)、②会社口座からの出金自体を管財人に説明しなかった事例(同83及び同85)を紹介している。

刑事訴訟法47条は、捜査記録を含む訴訟に関する書類は、開廷前には公にしてはならないが、例外として「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合」には公開可能であると定めている。詐欺的行為が認められる事案では、刑事事件による捜査等により隠匿資産が発見された場合、この例外規定に基づき、被害者保護の観点から破産財団に関する情報が破産管財人に対して開示され、これを契機として破産者による破産法上の義務違反が判明することがある。

このような事案で破産者に説明義務違反が認められるためには、破産管財人が破産者に対して適切な質問をしているか(破産財団の存否及び隠匿財産の可能性等に関してどこまで説明を求めていたか)が重要な要素となるので、破産管財人の破産者に対する破産財団に関するヒアリングは十分な資料に基づき網羅的に行う必要がある。

### 3 裁量免責について

免責不許可事由があったとしても、裁判所は、破産手続開始に至った経緯その他一切の事情を考慮して免責許可をすることが相当であると認めるときは、免責許可を決定することができる(破産法252条2項)。

裁量免責において考慮すべき事情としては、破産手続開始の決定までの事情、免責不許可事由に関する事情、債権

者側の事情、破産手続開始決定後の事情、免責許可決定のもたらす影響が挙げられる(条解破産法(第3版)1733頁)。破産管財人は、これらの事情を考慮して裁量免責の可否について意見を述べるが、破産債権者として免責不許可の意見書を提出する場合、これらの事情を考慮しても免責不相当である旨を記載する必要がある。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

## 免責と担保不動産競売(最高裁R3.6.21決定を題材に)

山内 邦昭

Kuniaki Yamauchi

PROFILEはこちら

## 1 はじめに

法人が破産した場合、破産手続の終結に伴い、基本的には法人格が消滅することになります。その結果、債務の負担主体が消滅するため、債権も全て消滅することになります。これに対し、自然人(個人)が破産した場合、当然のことですが、破産手続が終結してもその自然人が消滅することはありません(そんなことになれば大変です。)。そうした場合に、配当を得られなかった破産債権はどうなるのでしょうか。皆様の中には、債務が「チャラ」になるというお話を聞かれたことがある方もおられるかもしれません。それはある意味的を射ていますが、法的には少々不正確です。

この点に関し、破産法では、免責という制度が設けられており、免責許可の決定が確定したときは、破産者は、一定の例外(非免責債権)を除き、破産債権についてその責任を免れると定められています(同法253条1項)。この「責任を免れる」という意味に関して、法的には、債務そのものが消滅するとい

う債務消滅説と、文字どおり責任が消滅するのみで債務は消滅しないという自然債務説とが提唱されており、後者が通説・判例の採用する立場とされています(詳細な議論は本稿では割愛します。)。自然債務説によれば、債務者の債務は、債権者において訴えをもって履行を請求しその強制的実現を図ることができなくなる<sup>1</sup>という債務になります(最判平成11年11月9日民集53巻8号1403頁参照)。

このような、免責後の自然債務(不完全債務ともいいます)との関係で、最近、興味深い最高裁判例(最決令和3年6月21日(金融・商事判例1632号46頁)。以下「本件判例」といいます。)が出ましたので、ご紹介いたします。

## 2 本件判例について

## (1) 事案の概要

本件判例の事案の概要は、比較的シンプルです。以下、その概略をまとめます。

年月日	事実関係
H25.12.27	債務者 A の所有する不動産(「本件不動産」)につき、根抵当権の実行としての競売開始決定(「本件競売手続」)
H26.6.18	A について破産手続開始決定(管財事件)
H26.9.18	異時廃止、免責許可決定(確定) 注: 上記根抵当権の被担保債権は免責許可決定の効力が及ぶものです。
H27.2.23	A が死亡する(相続人は B)
R2.12.1	本件競売手続において B が最高価買受申出人になる
R2.12.21	本件競売手続の執行裁判所による売却不許可決定。B が執行抗告。

1: 破産手続終了後に債権者が債務の履行を求めて訴えを提起しても請求棄却となると解されており、その結果もちろん強制執行をすることもできません(前掲最判平成11年11月9日最高裁調査官解説)。

## (2) 本件判例の関連条文

民事執行法188条には、(同法)「第44条の規定は不動産担保権の実行について、前章第二節第一款第二目(第81条を除く。)の規定は担保不動産競売について、同条第三目の規定は担保不動産収益執行について準用する。」との定めがあり、同法68条には、「債務者は、買受けの申出をすることができない。」との定めがあります。

すなわち、強制執行手続のみならず、担保不動産競売手続においても、債務者が競売の対象となっている担保目的物の買受けを申し出ることができず、仮にこれがなされた場合には、(1)にもあるとおり、売却不許可決定がされることとなります。

## (3) 問題の所在

(2)で述べたとおり、本来であれば、担保不動産競売手続において、債務者が担保目的物を買受けることはできず、これは、当該債務者の相続人であっても基本的に同じです(相続の効果として、相続人は、債務者の地位を包括承継します。)。ところが、本件では、(1)のとおり相続発生の前に債務者Aに対して免責許可決定がなされ確定しています。そのため、相続人Bも(自然債務説に立つとすれば)自然債務しか相続していないということになります。このような場合にも、依然として相続人は買受け申出ができないのかというのが本件判例の問題です。

## (4) 原審の判断

原審は次のように判断し、相続人は買受け申出ができないと判示しました。

「原告人は、本件競売手続において、債務者兼所有者の相続人として、債務者の地位を承継していることから、買受けの申出をすることができないので、売却不許可事由があると認められる(民事執行法188条、71条2号、68条)。』

「破産法253条1項本文は、『免責許可の決定が確定したと

きは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。』と規定し、免責により破産者の保証人の責任等に影響を及ぼさないとされている(同条2項)ことに照らすと、担保不動産競売手続の債務者が免責許可決定を受け、被担保債権に免責の効力が及ぶとしても、債権者において債務者に対し履行を請求してその強制的実現を得ることができなくなるにとどまり、債権自体が消滅するものではないと解されるから、債務者の相続人が当該債務を承継しないと解されず、原告人は、本件競売手続における債務者の地位を承継するというべきである。」

「また、仮に、本件において、残債務の不履行による執行手続の反復や、代金不納付による手続の阻害といったおそれがないとしても、そのような個別の事情によって、債務者の買受けの申出の禁止(民事執行法188条、68条)が不適用となることはない。」

このように、原審は条文に忠実に、形式的に判断をしたものといえます。

## (5) 最高裁の判断

これに対し最高裁は、以下のとおり、民事執行法の趣旨に立ち返って検討し、相続人の買受け申出を認めました(以下、判旨内の「法」は民事執行法を指します。)

「法188条において準用する法68条によれば、担保不動産競売において、債務者は買受けの申出をすることができないとされている。これは、担保不動産競売において、債務者は、同競売の基礎となった担保権の被担保債権の全部について弁済をする責任を負っており、その弁済をすれば目的不動産の売却を免れ得るのであるから、目的不動産の買受けよりも被担保債権の弁済を優先すべきであるし、債務者による買受けを認めたとしても売却代金の配当等により被担保債権の全部が消滅しないのであれば、当該不動産について同一の債権の債権者の申立てにより更に強制競売が行われ得るため、債務者に買受けの申出を認める必要性に乏しく、ま

た、被担保債権の弁済を怠り、担保権を実行されるに至った債務者については、代金不納付により競売手続の進行を阻害するおそれが典型的に高いと考えられることによるものと解される。

しかし、担保不動産競売の債務者が免責許可の決定を受け、同競売の基礎となった担保権の被担保債権が上記決定の効力を受ける場合には、当該債務者の相続人は被担保債権を弁済する責任を負わず、債権者がその強制的実現を図ることもできなくなるから、上記相続人に対して目的不動産の買受けよりも被担保債権の弁済を優先すべきであるとはいえないし、上記相続人に買受けを認めたとしても同一の債権の債権者の申立てにより更に強制競売が行われることはなく、上記相続人に買受けの申出を認める必要性に乏しいとはいえない。また、上記相続人については、代金不納付により競売手続の進行を阻害するおそれが典型的に高いとも考えられない。

そうすると、上記の場合、上記相続人は、法188条において準用する法68条にいう『債務者』に当たらないと解するのが相当である。」

### 3 考察

2(5)で述べたとおり、最高裁は、民事執行法68条の趣旨を、①債務者は目的不動産の買受けより被担保債権の弁済を優先すべきこと、②債務者による買受けを認めたとしても売却代金の配当等により被担保債権の全部が消滅しないのであれば、当該不動産について同一の債権の債権者の申立てにより更に強制競売が行われ得るため、債務者に買受けの申出を認める必要性に乏しいこと(筆者注:当該不動産が改めて債務者の一般財産となるため、その財産に対し(無担保の)債権者として強制執行ができるということです)、③担保権を実行されるに至った債務者については、代金不納付により競売手続の進行を阻害するおそれが典型的に高いと考えられること、の3点を挙げ、既に免責を受けた債務者の相続人

にはそのいずれも妥当しないことから、相続人Bが同条にいう「債務者」には当たらないとして、その買受け申出を認めました。

上記の趣旨の理解は、概ね通説的な理解(伊藤眞・園尾隆司他編「条解 民事執行法」687～688頁参照)と同様であり、結論には違和感がないと考えられます。もっとも、理屈の上では、自然債務だったものが相続されたとして、その後相続人が負う債務は自然債務のままなのか(「責任を免れ」た状態も相続されるのか)という問題が生じるように思われます。この点に関しては、免責の趣旨に立ち返って考える必要があります。

そもそも、免責という制度自体、破産手続と必ずしもセットになるものではなく、現に、本邦でも昭和の戦争前には免責制度はありませんでした。その後、昭和27年に免責制度が導入されましたが、当時念頭に置かれていたのは主に個人事業者であり、その後も長らく、免責制度の利用は極めて少なかったようです。

しかしながら、いわゆる無担保の消費者金融の普及・拡大などに伴い、非事業性個人(消費者)による破産手続の利用は、いわゆるバブル期を除き、増加の一途を辿っていきました。そうした背景から、免責制度の趣旨の理解も変容をみせ、かつての通説であった、免責を誠実な債務者に対する特典(特典説)と考える立場から、破産者更生の手段ととる考え方(再生説)が有力となり(この点は、破産法1条にも謳われています。)、現行の破産法の建付けも、個人債務者の破産手続の利用は基本的に免責を得るためになされるものであることを正面から認めているといえます(伊藤眞他編「条解 破産法」1664～1665頁)。このように、免責を破産者更生の手段と考えるならば、免責の効果を破産者の一身専属的に考える必要は必ずしもなく、相続人にもその効果が及んでも不自然ではないといえそうです。したがって、相続人は、自然債務を相続する(「責任を免れ」た状態を相続する)と考えることになり、そうした相続人は民事執行法68条にいう「債務者」には当



たらないと解してよいといえます。

では、さらに進んで、強制執行手続(担保不動産競売手続)において、免責を受けた債務者自身の買受け申出を認めてよいといえるでしょうか。現実的には、そうした事態が生じる場面はなかなかないと思いますが、例えばどうしても愛着ある自宅不動産を残したいという債務者が、免責後改めて親類縁者等からどうにか資金調達して、買受けの名乗りを上げるという場合も考えられなくはないところです。この点に関しては、債務者に免責の効果が生じている以上は、最高裁がいうところの民事執行法68条の上記趣旨①、②が妥当しないことは同様でしょう。そうすると、趣旨③をどこまで重視するかとい

う問題になりそうです。「免責を受けた債務者が代金不納付により手続進行を阻害するおそれが典型的に高いといえるかどうかによることになろう」(高田賢治「判批」法学教室496号128頁)という指摘もあるところで、両論の解釈がありそうです。個人的には、免責まで受けた債務者が、なおも、あえて手続進行を妨害するべく買受け申出までするかという疑問であり、むしろ上記のように、何らかのやむにやまれぬ(主観的)必要性があることから買受け申出をする可能性の方が高いと考えますが、この点は、今後の裁判例を待つ必要があるでしょう。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)